

別記様式

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

年 月 日

鎌ヶ谷市農業委員会会長 様

住所
申出をする者
氏名

生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出をする下記生産緑地につき、買取り申出事由の死亡又は農業の継続を不可能とさせる故障の生じた下記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者又は生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく一定割合以上従事している者に該当することを証明願います。

記

1 買取り申出生産緑地

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積
		m ²

2 買取り申出事由（死亡・故障）の生じた者

氏 名	住 所	申出をする者との続柄

3 買取り申出が生じた日 年 月 日

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書

上記証明願の買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出のあった当該生産緑地に係る

〔生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者〕
〔生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく一定割合以上従事している者〕
であることを証明する。

年 月 日

鎌ヶ谷市農業委員会会長 山田 芳裕

添付書類

1. 証明願 2部
2. 登記記録全部事項証明書（3ヶ月以内のもの） 1部
3. 公図の写し（600分の1） 1部
4. 案内図（2500分の1程度のもの） 1部
5. 農業経営の実態証明（市外の場合） 1部
6. 市長が故障と認定した書面（都市計画課で発行）及び医師の診断書の写し 1部
7. 委任状（代理人が証明願を提出する場合） 1部
8. その他

- * 相続登記が終了していない場合は、
- ・遺産分割協議書
 - ・戸籍謄本
 - ・相続関係図 等が必要となります。